

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面にわたる機能が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に果たす役割の重要性にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置を講ずることにより、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

- 一 この法律において「公共建築物等」とは、次に掲げる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。）とすること。
- (一) 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物（以下「公共建築物」という。）
- (二) 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の公共建築物に準ずる建築物とし

て政令で定めるもの

(第二条第一項関係)

二 この法律において「木材の利用」とは、建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料として国内で生産された木材その他の木材を使用することとする事。

(第二条第二項関係)

三 この法律において「木材製造の高度化」とは、木材の製造を業として行う者が、公共建築物等の整備の用に供する木材の製造のために必要な施設の整備、高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うことにより、公共建築物等の整備の用に供する木材の供給能力の向上を図ることとする事。

(第二条第三項関係)

第三 国の責務

一 国は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する人材の育成、技術の開発及び普及その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する公共建築物等における木材の利用の促進に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(第三条第一項関係)

二 国は、一般の利用に供されるものであることその他の公共建築物の性質にかんがみ、木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとすること。
(第三条第二項関係)

三 国は、公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、公共建築物等の整備の用に供する木材が適切に供給されることが重要であることにかんがみ、木材製造の高度化の促進その他の公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとすること。
(第三条第三項関係)

四 国は、教育活動、広報活動等を通じて、公共建築物等における木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならないとすること。
(第三条第四項関係)

第四 地方公共団体の責務

地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて公共建築物等における木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物にお

る木材の利用に努めなければならないとすること。

(第四条関係)

第五 関係者の責務

一 第二の一の(二)に掲げる建築物を整備する者は、当該建築物における木材の利用の促進に努めなければならないとすること。
(第五条第一項関係)

二 林業従事者、木材の製造を業として行う者その他の関係者は、公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給に努めなければならないとすること。
(第五条第二項関係)

第六 基本方針

一 農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないとすること。
(第六条第一項関係)

二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (一) 公共建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
- (二) 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
- (三) 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

(四) 公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

(五) その他公共建築物等における木材の利用の促進に関する重要事項
(第六条第二項関係)

三 基本方針は、公共建築物等における木材の利用の状況、建築物における木材の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする事。
(第六条第三項関係)

四 農林水産大臣及び国土交通大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする事。
(第六条第四項関係)

五 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）に協議しなければならないとする事。
(第六条第五項関係)

六 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長及び都道府県知事に通知しなければならないとする事。
(第六条第六項関係)

一 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）を定めることができることとする。

（第七条第一項関係）

二 都道府県方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （一） 当該都道府県の区域内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
- （二） 当該都道府県が整備する公共建築物における木材の利用の目標
- （三） 当該都道府県の区域内における公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する

基本的事項

（四） その他当該都道府県の区域内の公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

（第七条第二項関係）

三 都道府県知事は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならないこととする。

（第七条第三項関係）

第八 市町村方針

一 市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という。）を定めることができること。

（第八条第一項関係）

二 市町村方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （一） 当該市町村の区域内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
- （二） 当該市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標
- （三） その他当該市町村の区域内の公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

（第八条第二項関係）

三 市町村方針においては、二の（一）から（三）までに掲げる事項のほか、当該市町村の区域内における公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項を定めることができること。

（第八条第三項関係）

四 市町村は、市町村方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならないこと。

（第八条第四項関係）

第九 木材製造高度化計画の認定

一 木材の製造を業として行う者は、木材製造の高度化に関する計画（以下「木材製造高度化計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その木材製造高度化計画が適当である旨の認定を受けることができること。（第九条第一項関係）

二 木材製造高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないとすること。

- (一) 木材製造の高度化の目標
- (二) 木材製造の高度化の内容及び実施期間
- (三) 公共建築物等の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設を整備しようとする場合にあつては、当該施設の種類及び規模
- (四) 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつている同項に規定する民有林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規

定する森林をいう。)を除く。)において(三)の施設を整備するために開発行為(森林法第十条の二第一項に規定する開発行為をいう。)をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配置及び構造

(五) 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 (第九条第二項関係)

三 農林水産大臣は、一の認定の申請があつた場合において、その木材製造高度化計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、木材製造の高度化を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする事。 (第九条第三項関係)

四 農林水産大臣は、二の(四)に掲げる事項が記載された木材製造高度化計画について一の認定をしようとするときは、二の(三)及び(四)に掲げる事項について、二の(三)の施設の整備の用に供する森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとする事。この場合において、当該都道府県知事は、当該施設を整備するための開発行為が森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同意をするものとする事。 (第九条第四項関係)

五 都道府県知事は、四の同意をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならないとする事。 (第九条第五項関係)

第十 木材製造高度化計画の変更等

一 第九の一の認定を受けた者（以下「認定木材製造業者」という。）は、当該認定に係る木材製造高度化計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならないとすること。
（第十条第一項関係）

二 農林水産大臣は、認定木材製造業者が第九の一の認定に係る木材製造高度化計画（以下「認定木材製造高度化計画」という。）に従って木材製造の高度化を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることとする。
（第十条第三項関係）

第十一 林業・木材産業改善資金助成法の特例

林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること。
（第十一条関係）

第十二 森林法の特例

認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画（第九の二の（四）に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従って第九の二の（三）の施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第十条の二第一項の許可があつたものとみなすとする事。

（第十二条関係）

第十三 国有施設の使用

国は、政令で定めるところにより、公共建築物等の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、公共建築物等における木材の利用の促進を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる事。

（第十三条関係）

第十四 報告の徴収

農林水産大臣は、認定木材製造業者に対し、認定木材製造高度化計画の実施状況について報告を求め、ことができる事とする事。

（第十四条関係）

第十五 罰則

一 第十四による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する事とする事。

(第十五条第一項関係)

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、一の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して一の刑を科するとすること。

(第十五条第二項関係)

第十六 その他

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとすること。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)